



令和3年6月17日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
主幹(環境影響評価・化学物質) 堀田(972-2676)
有害化学物質対策係長 中村(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 株式会社MCリアクティブ

2 報告日 令和3年6月15日

3 報告の根拠 土壌汚染対策法

4 報告の概要

(1) 対象地名 旧株式会社八木製作所本社工場

(2) 所在地 名古屋市中川区清船町2丁目1番3、1番4、1番6、1番7、1番8、
1番9、1番13、1番14、1番15、1番16

(3) 対象地の概要 工場(昭和10年から現在まで)
7,565.08m²(工業地域)

(4) 汚染状況

項目 ^{※1}	汚染物質	基準超えの 濃度範囲	基準に対する 倍率	基準	超過区画数 /調査区画数 ^{※2}
土壌溶出量 調査	カドミウム 及び その化合物	0.032~0.25 mg/L	3.2~25倍	0.01 mg/L 以下	2/81
	鉛及び その化合物	0.012~0.10 mg/L	1.2~10倍	0.01 mg/L 以下	8/81
土壌含有量 調査	鉛及び その化合物	160~7800 mg/kg	1.1~52倍	150 mg/kg 以下	14/81

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地の平面図上での試料採取区画数を示します。

(5) 対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

5 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。
土壌汚染対策法に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参考>

基準を超過した物質の毒性について

【カドミウム及びその化合物】

急性毒性： 急性経口致死量は確認されていないが推定値で数百 mg、中毒量は 15 mg で悪心、嘔吐などの症状を呈する。10 mg/L を飲料水の形で短期間曝露した場合、鉄の消化管からの吸収が一部抑制されることが認められている。

*15mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.25 mg/L) では、水 60 L に含まれる量になります。

慢性毒性： 異常疲労、臭覚鈍化、貧血、骨軟化症など。

【鉛及びその化合物】

急性毒性： 嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.10 mg/L) では、水 100 kL に、土壌含有量の汚染物質濃度 (7800 mg/kg) では、土 1.3 kg に含まれる量になります。

慢性毒性： 高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性： 国際がん研究機関 (IARC) では、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「2012 年版 化学物質ファクトシート」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)